

地方創生SDGs金融調査・研究会（第20回）の開催結果について  
（概要）

- 日時：2023年9月25日（月）9：30—11：30
- 場所：ハイブリッド（内閣府・オンライン）
- 出席委員：村上座長、竹ヶ原座長代理、大久保委員、金井委員、橋本委員、師岡委員、山内委員、吉田委員  
※オブザーバー：内閣官房、環境省
- 議事総括：  
第一部 ※非公開

第二部

1. 「ガイドライン第二版」について

- 事務局より地方創生SDGs宣言・登録・認証制度ガイドライン（以下「ガイドライン第二版」とする）について説明。また、事前に委員から次の意見が提出されたことを紹介。
  - 2-1. 「国連におけるSDGsの採択と国内における取組」と対比させて、2-2. 「内閣府における地方創生SDGsの推進」と記載するとわかりやすいのではないか。
- 委員からの意見は次のとおり。
  - 地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方（以下「基本的な考え方」とする）改訂版のエッセンスを「ガイドライン第二版」の冒頭に記載すべき。
  - 「インパクト評価については段階的に取り組んでいくものであること」を、ガイドラインの冒頭や第5章に記載すべき。
- 議論の結果、次のとおり合意された。
  - 本研究会の議論を反映したうえで、「ガイドライン第二版」を暫定版として公表する。
  - 「基本的な考え方」の改訂後、「基本的な考え方」を踏まえて、改めて「ガイドライン」の改正を検討する。

◆ 「基本的な考え方」の改訂に向けて

◆ 村上座長より、「基本的な考え方」全体構成案について説明。

- 委員からの意見は次のとおり。
  - 1章と2章は順番を入れ替えた方が流れとしてよいのではないか。
  - 「地方創生SDGs金融」を推進していく上で、金融機関が中心となって複数地方公共団体での広域連携を進めていくべきではないか。
  - 北九州市のように地方公共団体が主導するケースもあるため、金融機関と地方公共団体のどちらがイニシアチブをとるかにこだわらず、まずは制度を構築する流れを作ることが重要ではないか。

◆ 事務局より、論点1「本報告書の目的は“自律的好循環”でよいか。また、その定義をより明確にしたほうがよいか」について説明。

- 委員からの意見は次のとおり。
  - 本調査研究会発足の背景を振り返ると、金融機関の金融機能を用いるという観点が必要であり、金融機関の果たす役割と重要性を明記すべき。
  - 地域をデザインする責務のある地方公共団体が金融機関を巻き込んだうえで、民間の力だけで資金等の循環を持続させることが「自律的好循環」ではないか。
  - 「キャッシュフロー」ではなく、「便益」といった表現に変更すべき。

• 事務局より、論点2「目的達成のための手段である“地方創生SDGs金融”を明確に定義したほうがよいか」について説明。

- 委員からの意見は次のとおり。
  - 「基本的な考え方」内において、地方創生の文脈で使う言葉としては「地方創生SDGs金融」に統一でよいのではないか。
  - 「自律的好循環」形成に向けては取組開始時のインセンティブが必要なケースもあるため、呼び水としての地方公共団体による財政出動は含めてよいのではないか。
  - 金融機関がふるさと納税やクラウドファンディング等をアレンジするケースも含まれるため、金融機関の役割は、地域にある資源をマネタイズする力ということになるのではないか。

- 活用できる地域資源については、金融機関だけではなく地方公共団体自身も理解しているため、地方創生SDGs宣言・登録・認証制度を活用し、金融機関に対して情報提供していくことが重要ではないか。
  
- ◆ 事務局より、論点3「地方創生SDGs金融に関連するステークホルダー及びその役割を更新したほうがよいか」について説明。
  - 委員からの意見は次のとおり。
    - 「基本的な考え方」内において、広範なステークホルダーについて触れつつ、地方創生SDGs宣言・登録・認証制度に関する説明においても、地方公共団体・地域金融機関・企業の三者に焦点をあてて記述を行うべきではないか。
  
- ◆ 事務局より、論点4「地方創生SDGs金融フレームワークを改訂すべきか」について説明。
  - 委員からの意見は次のとおり。
    - フェーズ3について、首都圏のベンチャーキャピタルが地域に投資する場合や、地方の再生可能エネルギー開発に対して大手行が投資する場合に、地域金融機関と連携することが重要という趣旨に、説明を更新するのがよいのではないか。
  
- ◆ 事務局より、論点5「“宣言・登録・認証制度”及び“地方創生SDGs金融表彰”の検証、レビューを踏まえ、両施策の改正の必要等があるか」について説明。
  - 委員からの意見は次のとおり。
    - 金融表彰については良い制度になってきているため、あえて変更を加える必要はないと考える。
  
- ◆ 制度導入団体のインタビュー先について
  - 事務局より、制度導入団体インタビュー対象について説明。
  - 委員からの意見は次のとおり。

- 地方創生SDGs金融を推進するうえで、小規模な地方公共団体にとっても参考になるような情報を確認していただきたい。
- インタビューで得られた示唆を「基本的な考え方」に組み込むことも重要だが、「ガイドライン第二版」にも反映させてよいのではないかと。

◆ 優良事例ヒアリング先について

- 事務局より、優良事例ヒアリング先の選定について、成果・効果の大きさや、地方公共団体の規模及び事例カテゴリを勘案した事例のバランス、ヒアリング事例数を考慮し、事務局が用意したロングリストから選定していただきたい旨を説明。
- 委員からの意見は次のとおり。
  - ヒアリング先を選定するにあたっては、小規模な地方公共団体にとって参考になるという視点も踏まえて選定すべき。
  - 地方公共団体と地域金融機関が連携して「自律的好循環」を形成している先を選定し、そのきっかけ等を紐解くべきであるため、地方公共団体と地域金融機関が連携している事例を選ぶのがよいのではないかと。
- ヒアリング先は事務局が優先順位づけをしたうえで、村上座長及び竹ヶ原座長代理の確認を経て決定することで合意された。

○ 今後の展開

- 次回の調査・研究会においては「基本的な考え方」の検討を継続する。